

リプライ

井上 彰
(東京大学)

2017年6月に公刊した拙著『正義・平等・責任』（岩波書店、以下本書）について、角崎洋平、堀田義太郎両氏から書評が寄せられた。両氏の疑問や批判はいずれも、本書の丁寧な読解のうえで提起されたもので、大変貴重なものである。

本書の目論みや議論内容については、両氏の論考に手際よくかつ的確にまとめられているので、早速リプライから入りたい。

1 宇宙的価値とは何か

両氏は、ほぼ同内容の疑問を2点投げかけている。ひとつは、宇宙的価値とはそもそもどういうものか、である。角崎は単刀直入に非世俗的な宇宙的価値がどういうものかを問う。そのうえで、仮に平等が宇宙的価値であると認めたとしても、なぜそれが最高位の究極的価値なのか¹⁾が不明である——ゆえに、そのことを論証しなければならない——と主張する。堀田はさらに踏み込んで、なぜ宇宙的価値（としての平等）が道徳的価値であると言えるのかを問う。堀田は、その問いの前提として道徳的価値の対人性をあげている。道徳的価値は、「モノとモノの等しさにも当てはまる価値とは異なる特殊な価値」である、と。

私の応答は以下の通りである。宇宙的価値は、美的価値によっても、「（角崎が言うところの）単純性」によっても表されないものである。純粹に等しいということが究極的に「美しい」かは、そもそも判断が分かれるからである。また、「（単純性）をどう解釈するかにも拠るが」「単純だから善い」とは必ずしも言えないだろう。複雑なものが複雑であることを理由に、その善さが減殺される、あるいは悪くなるという見立ては必ずしも説得的なものではない。「フェルマーの最終定理」や「ABC予想」の証明が複雑なものであっても、それに積極的価値を見出さない者などないだろう。

ただし、平等を認識的価値として位置づけたうえで、「認識的に単純な方が善い、ゆえに平等は認識的価値の観点からみて善い」とする判断はありうる。余計な存在者

(entities)を伴わずに、単純な原理から構成される（規範）理論の方が認識的価値は高いだろう。だが平等は、そうした認識的価値に全面的に還元されるものではない。

宇宙的価値は、世俗的世界においてなんらかの超越性が見出される場合に別決される価値である。一方でわれわれは、神の意志を前提にして客観的に物事を説明することができない時代に生きている。他方で、自然的事実や自然的性質だけに還元して、すべての物事を説明するのは困難である。われわれがこの地球で生を受けていることを、そしてこの地球環境に適する有機体であることがまったくの偶然だと言切れるであろうか。確率論的にみても、単なる偶然とは言えないのではないか。

くわえて、その当の確率論をはじめとする諸々の法則は、自然的事実により因果的に導かれると言えるだろうか。確かに、（中心極限定理に代表されるような）特定の関数に基づいて証明される定理の多くは、自然的事実のパターンを推定する役割を担う。だがそれらは、自然的事実によって因果的に説明されるものではないだろう。

となると、（そうした諸々の数学的法則が否応なしにかかわってくる）宇宙には独自の目的——われわれの意志とは無関係に設定されるもの——があるとする見方も、無碍に否定できないことに気づかされる¹⁾。道徳的価値も、そうした宇宙の目的にかかわる価値だとする見方も簡単には斥けられない。

実際われわれは道徳に、自然的事実に還元できない要素を見出している。われわれが実際に特定の道徳を受容していることをもって、その道徳的価値は担保されと言えるだろうか。その価値に必然的に動機づけられることが、道徳的価値としての要件なのだろうか。たとえば遠い将来世代の想定は、道徳的価値をわれわれが実際に受容しうるとする想定や、それに必然的に動機づけられるとする捉え方と齟齬を来してしまう²⁾。

近年有力視されている道徳の進化論的説明³⁾にしたって、道徳は進化の過程で生まれたフィクションであるというのは、せいぜいひとつの（ありうる）物語にすぎない。それ自体、真偽判断に付されるものでないことは、道

徳の進化論的説明が準拠する錯誤理論 (error theory) が含意することである⁴⁾。

こうしてみると、宇宙的価値の実在性が荒唐無稽な見立てではないことがわかる。それは角崎が言うところの紛うかたなき宗教的価値ではない。が、それに類するものとして世俗的世界においても成立する価値である。そして本書の見立てでは、平等がそういう意味での宇宙的価値であることは、ブルーム・テムキン論争を経て、ペアションの極端な平等論によって開拓された政治哲学的議論の筋道と符号する⁵⁾。

もちろん「符号すること」は「決定的な論証」を含意しない。それは、あくまでひとつの見立てを提供するにすぎないものだ。しかし分析哲学の多くの議論が、確定的結論の立証・証明を目指すノックダウン論法 (knockdown argument) に依拠したものではないことに注意されたい⁶⁾。私の議論もノックダウン論法に基づくものではない。だからといって、そのことを理由に私の議論を斥けるのであれば、多くの分析哲学の知見を斥けなければならなくなる。角崎が私に求める「平等が最高位の究極的価値であることの論証」は、確定的結論を導くノックダウン論法のことだと思われる。しかし角崎は本当に、私がそうした論証に取り組んでいないことが、(他のノックダウン論法に基づかない分析哲学的知見と同様) 問題だと言うのだろうか。

堀田は、宇宙的価値としての平等は、対人的な道徳的価値との接合に乏しいという。しかし、「対人的価値としての道徳」という見方自体、歴史は浅い。道徳哲学の歴史を遡れば、むしろ神学的基礎なくしては道徳 (的価値) の説明などありえなかつたとさえ言える。問題は、道徳の神学的基礎を問えなくなった世界に生きていることが、道徳的価値を対人関係に限定することを正当化しないことである。むしろそのことを自明視してきたことへの反省が、昨今の人間中心主義への反省を惹起していると言えないだろうか。

ちなみに私は宇宙的価値としての平等を、仮言的に構成されるものとして位置づけてはいない。すなわち、平等に内在的価値があるとわれわれが考えているとすれば、それは宇宙的価値にほかならない、とする (堀田が提示する) 解釈をとらない⁷⁾。宇宙的価値としての平等は、われわれが平等に内在的価値を見出していようがいまいが、あらゆる可能世界で成立するものである。いや、そうでなければ、宇宙的価値としてふさわしくないどころか、究極的な道徳的価値としてもふさわしくない。われわれが単にそう考えているというだけでは、その道徳

性が十全に担保されえないことは説明するまでもないだろう⁸⁾。

2 何の平等か

角崎・堀田の論考に共通するふたつ目の批判は、私の議論が「何の平等か」について明らかにしていない点にかかわる。角崎は、私が支持する平等が福利の平等を意味するのか、それとも権利の平等を意味するのかを明らかにしないと、宇宙的価値としての平等の実際の役割、それこそ過酷な責任追及を制御するという役割は不明になってしまう、と主張する。堀田は、私が支持する分配的平等としての価値が、政治的・法的・社会的平等にどうかかわってくるのかが明らかではないと指摘する。

私は福利の平等を意味するものとして分配的平等を描いている。ただし、本書では人間の福利の価値を前提にして議論を進めている⁹⁾。本書で私は、人間の福利が主観主義的に捉えられるべきものか、それとも客観主義的に捉えられるべきものかについて明言していない。というのも私自身に、まだ迷いがあるからだ。以前私は、主観主義的な福利の指標を支持していた¹⁰⁾。だが、その擁護には高価な嗜好にまつわる峻別不可能性といった困難がつきまとう¹¹⁾。その一方で客観主義に準拠する場合でも、平等の価値の二重算入とはならない福利の客観的価値のあり方をどのように同定するのが課題となる (Rabinowicz 2003)¹²⁾。本稿も、端的に人間の福利の価値を前提として議論を進めざるをえない。

そのうえで私が与するのは、堀田が指摘する通り、「分配的平等は他の平等を超えた位置にあり、他の平等について世俗の正義原理の中で考量される、という立場」である。となると、世俗的な正義原理と政治的・法的・社会的権利との関係が問われてくる。私の応答は、原則人びとの合理的能力に応じて責任を割り当てるという正義原理に照らして、様々な政治的・法的・社会的権利が人びとに付与されるというものである。「原則」と付したのは、当の正義原理だけだと、合理的能力を保有しない人には政治的・法的・社会的権利がないことになってしまうからである。重度の知的障害により合理的能力を永久に保有しえない人が、いかにして、そしていかなる政治的・法的・社会的権利が付与されるのかについては、選択責任の原理では応答しえない¹³⁾。その点は本書の議論において、今後の課題となってくる部分である。

ただしこの議論をもってしても、堀田の言う「政治的権利の平等や法的平等、社会的平等は、非世俗的な超越

的価値をもつ分配的平等よりも、その価値において劣後する」という認識の誤りについては指摘しうる。価値や原理の優先順序は、価値の優劣を含意しない。それはロールズの正義の二原理の適用順序が、社会経済的平等は法的・政治的自由よりも「劣った価値である」ことを意味しないのと同様である。

3 角崎論文が提起する 独自の疑問へのリプライ

角崎は上記の疑問にくわえて、2点ほど疑問を提起している。

第1の疑問は、本書の正義構想である合理的能力に基づく選択責任の構想のみで、帰責の程度を緩和することから、平等という根拠は不要ではないか、というものである。選択責任の過酷性は、人間の合理的能力の不完全性という自然的事実を無視したときに起こる。「万が一にもわれわれの構想が過酷な選択責任の追及を後押しするとすれば、宇宙的価値としての平等がその歯止めとなるだろう」とする本書の議論は¹⁴⁾、人間社会の一般的事実を超えた事態にかかわるものである。それは本書の正義論からすれば、正義の構想の範疇を逸脱した事態として扱うべき問題である。したがって、宇宙的価値としての平等はそもそも不要な価値ではないか——こう角崎は疑問を投げかける。

しかしこの角崎の疑問は、帰責の程度の緩和が、必ずしも福利を平等に方向づけることを含意しない点を無視したものである。言うまでもなく、「責任がない」という主張だけから、「どの程度の福利に値するののか（その分を埋め合わせることになるのか）」という主張を引き出すことはできない。それゆえ、帰責の程度の緩和を根拠づける選択責任の原理で十分であるという主張は、論理的誤謬に基づくものだ。

もっとも角崎が言うように、過酷な責任追及は、正義原理が資源の穏やかな希少性といった人間社会の一般的事実に定位されるものであることをふまえると、あまりにも想定外な事態である。ゆえに、正義構想としての選択責任の原理の範疇を超えている、という認識自体、私も共有している。しかし、そうした正義が適用されない事態での宇宙的価値としての平等の役割を見据えることは、一規範理論として重要であるとも考える。

第2の疑問は、本書の選択責任構想が、日本の医療保障制度や生活保護制度に代表される現行の社会政策の理念と齟齬を来すのではないか、というものだ。現行の医

療保障制度は、喫煙を選択するに至った合理的能力に応じて負担額を定めるものとはなっていない。現行の生活保護制度も、貧困に至った背景・選択の有無や理由を問うものとはなっていない。それに対し本書の責任構想は、合理的能力に応じた責任の程度を重視する。それゆえ、もしこの構想を社会政策に援用すれば、責任の程度に応じて負担額や給付額を変動させることを謳うものとなるのではないか。となれば、「現在多くの人々が支持していると思われる現行の社会政策の考え方と齟齬をきたすのではないか」と角崎は主張する。

そもそも、現行の社会政策が「現在多くの人々が支持している」のかは疑わしい。現行の政策を支持するのであれば、生活保護バッシングも生活保護支給額引き下げ（とそれへの支持の声）も起こらないのではないか。

だがその点を措いたとしても、次のことは確認しておきたい。すなわち、本書の正義論は理想理論をベースにしたものである。言い換えれば、あくまで他の事情が等しければ成立しうる責任構想に基づく議論である。本書で提起した原理が社会政策に援用される場合には、実際にかかる様々なコストを勘案しなければならない。それゆえ私の議論において、厳格に責任感応的な制度への変更はコストの問題からして困難であると主張することに一切の矛盾はない。それゆえ私の議論は、現行の制度と齟齬を来すものではない。

ちなみに私は、現状の社会保険ベースの医療保険制度とミーンズテストを重視する生活保護制度は、改善の余地があると考え。むしろ、合理的能力の不完全性をくみ取る制度を目指すべく、より普遍主義的な社会保障制度の方が規範的にもコスト面でも望ましいと考える。もっとも、その本格的な議論は、今後の課題とせざるをえない。

くわえて私は、多元主義を十把一絡げに斥けていない。重要なのは、アドホックな多元主義を避けることである¹⁵⁾。平等主義的正義をめぐる問いに応じて原理や価値の特性を明示し、その特性をふまえて諸原理を多元的に布置することこそ、本書が目指していることである。

4 堀田論文が提起する 独自の疑問へのリプライ

最後に堀田が独自に提起している問題に応答したい。本書で私は、宇宙的価値としての平等が、尊厳が傷つけられない補償政策を正義原理の適用レベルで採用するように指令する、とした¹⁶⁾。それに対し堀田は、宇宙的価

値としての平等はあくまで福利の平等を謳うものであって、福利水準を低下させるような平等であってもよしとする以上、人びとの尊厳が著しく傷つけられる不平等の解消の仕方を必ずしも指令しない、と主張する。

これに対する私の応答は2点にわたる。

第1に、尊厳の充足がかかわってくる福利格差の議論は、「状況制約的な原理として導出される正義原理との関係で言うと」という条件節が付されていることからわかるように¹⁷⁾、正義の環境が成立していることを所与とするものである。すなわち、資源が穏やかながらも希少である状況において成立しうる議論である。それゆえ、人間社会の一般的事実が成立しない状況においては、そもそも平等によって統御された正義原理の適用は見送られる（上記第3節の議論を参照されたい）。したがって、尊厳が大きく棄損するような水準低下は、正義原理が適用される正義の環境下では許容されないものとなる。

第2に、私の議論は、先にみたように福利の価値を前提にしており、その価値を無視した平等政策を正義原理の適用段階で求めることはない。それゆえ、正義の環境下で尊厳を傷つけないとする本書の議論は、依然として成立しうると思われる。

ちなみに、尊厳の充足について、より感応的なのは充分主義 (sufficientarianism) の方である、との主張もありうる。充分主義とは、福利水準を一定の閾値まで優先的に保障することが道徳的に重要で、その閾値を超えた福利（水準を享受する者への利益供与）については道徳的に無差別である、とする立場にほかならない。もし閾値が尊厳を充たす福利水準であれば、充分主義は尊厳をより確定的に充たす分配的正義の構想として評価しうるのではないかと——こうした疑問が出てきてもおかしくない。

しかし充分主義には厄介な問題が待ち構えている。閾値の明示とその正当化がそれである。言い換えれば、充分主義を正当化するにあたっては、いかに恣意的でない閾値を設定しうるのかが問われてくる。私はリチャード・アーネソンとともに、規範的根拠を伴う閾値の非恣意的な設定可能性には懐疑的である¹⁸⁾。

尊厳ある生を閾値として設定するとしたのだろうか。その場合には当然ながら、その設定が適切か否かが問われてくる。言うまでもないことだが、閾値は高すぎると過剰要求になり、低すぎると過小要求になってしまう。尊厳ある生という基準が過剰にも過小にもならない特性——まさに閾値として必要十分な特性——を兼ね備えているかどうか。この問いへの応答は、充分主義をそ

の観点から擁護しようとする者が果たすべきことになる。私はその擁護が不可能だとは言わないが、極めて難しいと考える¹⁹⁾。

※本書評企画を立案された渡辺克典さん、そして、すばらしい序を寄せてくださった安部彰さん、さらには、2017年9月9日に開催された本書の合評会に参加し、貴重な質問をくださった参加者のみなさんには、ここに記して感謝申し上げます。なお、本稿はJSPS 科研費 15K02022 および 16K13313 による研究成果の一部である。

注

- 1) Tim Mulgan, *Purpose in the Universe: The Moral and Metaphysical Case for Ananthropocentric Purposivism* (New York: Oxford University Press, 2015), chap. 4.
- 2) Ibid, p. 24, Chap. 13.
- 3) Richard Joyce, *The Evolution of Morality* (Cambridge, MA: MIT Press, 2005).
- 4) Mulgan, *Purpose in the Universe*, pp. 51-52
- 5) 井上彰『正義・平等・責任——平等主義的正義論の新たな展開』(岩波書店、2017年)、第4章
- 6) David Lewis, *Philosophical Papers, Vol. I* (New York: Oxford University Press, 1983), p. x.
- 7) ちなみにこの解釈は、G. A. コーエンの考え方に近い。コーエンは、自分が支持する平等原理がどのようなものか、そしてそれがなぜなのかをはっきりと把握していれば、根本原理としての平等は究極的に基礎づけられると主張する(G. A. Cohen, *Rescuing Justice and Equality* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2008), pp. 233, 245-247.)。しかし別稿で指摘したように、それでは特定の原理が支持される積極的根拠は示されえない(井上彰「運の平等論をめぐる攻防——VS 社会関係に基づく平等論の地平」『社会と倫理』第32号、2017年、35頁)。
- 8) さらに角崎と堀田は、宇宙的価値を含めた非世俗的諸価値の関係について私に説明するように迫る。しかし、私はその要求には積極的に応じることはできない。本書での試みがそうであったように、なんらかの問いに回答する仕方では諸価値の関係性を解明するのが(政治)哲学者の役割であろう。本書はあくまで平等主義的正義論を展開するものである。それゆえ本書では、そのかぎりにおいて必要となる価値関係の明示——平等と正義の関係性を明らかにすること——に徹した次第である。
- 9) 井上『正義・平等・責任』、8頁
- 10) 井上彰「厚生と平等——「何の平等か」をめぐる」『思想』第1012号、2008年、103-130頁
- 11) 阿部崇史「選択能力・行為遂行能力・厚生への機会の平等——「合理的能力に基づく選択責任の構想」に対する考察」『相関社会科学』第27号、2018年。阿部の論考に対する私のリプライも参照されたい(井上彰「リプライ——『正義・平等・責任』(岩波書店、2017年)の補遺も兼ねて」『相関社会科学』第27号、

2018年)。

- 12) Wlodek Rabinowicz, "The Size of Inequality and Its Badness
Some reflections around Temkin's *Inequality*," *Theoria* 69 (1-
2): 60-84.
- 13) 井上『正義・平等・責任』、201頁
- 14) 前掲書、194頁
- 15) 前掲書、139-141頁
- 16) 前掲書、154-155頁
- 17) 前掲書、154頁
- 18) Richard J. Arneson, "Egalitarianism and Responsibility,"
Journal of Ethics 3 (3), p. 236; 井上『正義・平等・責任』、38頁
- 19) 仮に尊厳ある生が適切な基準であることを明らかにしえたとし
ても、それが充分主義の考え方を分配構想として独立に支える
ものであるのかが問われてくる。というのも、「尊厳ある
生の平等」を謳う立場として、平等主義に組み込める可能性を
排除しえなくなるからだ。その場合、充分主義は平等主義から
独立した分配構想ではなくなってしまう点に注意されたい。

